
国の制度改正等について情報提供させていただきます。

§ 1 立地適正化計画について

■県では、「集約と連携のまちづくり」を進めています。

・県都市計画課では、持続可能な「集約と連携のまちづくり」を進めていくため、改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の作成などの市町村の取組を支援しています。

・「立地適正化計画」に基づく事業に対しては、国による総合的・集中的な支援を行う「都市構造再編集中支援事業」を活用することができます。

・立地適正化計画策定の有無に関わらず、計画づくりやまちづくりに関する事業・各種施策などについて、質問・お悩み等ありましたら、お気軽にご相談ください。

■情報提供

・8月末に関東甲信越都市計画主管課長会議が開催され、国交省より都市計画をめぐる最近の動きとして、コンパクト・プラス・ネットワークについて情報提供がありました。(別添資料参照)

・神奈川県厚木市では、立地適正化計画と地域公共交通を一体とした「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」を策定しています。

・都市機能、居住、安全、公共交通に関する基本方針を定めており、公共交通については居住誘導区域内外の交通利便性の維持・向上のため、片道1日30本以上のバスが運行するバス路線を「公共交通利便性強化路線」として位置付けています。

「公共交通利便性強化路線」を5つのバス軸に区分し、区分ごとに混雑度、バス利用状況等の現況分析及び課題を把握し、バス優先レーンの整備によるバス優先施策やバス停近くにおける生活利便施設の誘致など公共交通に関する施策も位置付けています。

<詳細はこちら> 厚木市 HP

<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/toshikeikakuka/sankeikaku/29275.html>

・長野県長野市では、概ね5年ごとの立地適正化計画の分析評価及び防災指針の作成による計画見直しを実施しております。(令和4年9月改定)

数値目標は、令和3年の中間評価年の状況や総合計画を踏まえ、実施される施策の効果を定量的に評価する評価指標と、「目指すべき都市の姿」への実現度を評価する成果指標(市民アンケート等)の2つの視点からと、より細かな設定がされています。

また、防災指針の作成に伴い、地域防災マップの作成率や防災訓練実施率の指標を新たに追加するなど、現状に合わせた計画の見直しが実施されています。

<詳細はこちら> 長野市 HP

⇒<https://www.city.nagano.nagano.jp/site/sougoukeikaku/149938.html>

§2 スマートシティ・まちづくり事業等について

・デジタル社会に対応した新しい都市交通調査体系の実現に向けて～新たな都市交通調査体系のあり方に関する検討会 中間とりまとめ～

国土交通省都市局では、令和3年11月に「新たな都市交通調査体系のあり方に関する検討会」を設置し、近年の社会状況等の変化を踏まえた今後の都市交通調査体系のあり方に関して議論が実施され、デジタル社会に対応した新しい都市交通調査体系の構築に向けた今後の方向性を示した中間とりまとめが行われました。

<詳細はこちら> 報道発表資料

⇒<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001494219.pdf>

報道資料に新たな都市交通調査体系の実現に向けた取り組みとして、パーソントリップ調査データ等の利活用についての記載があります。本県も参画している東京都市圏交通計画協議会では、R2年度にグラフや図で視覚的に把握できる「東京 PT インフォグラフィック」や基礎的な項目をあらかじめ集計した基礎集計システムデータ等の公表をしておりますので、ぜひご確認ください。

※茨城県は調査圏域が茨城県南部のみとなっております。

<東京都市圏交通計画協議会 HP>

→ <https://www.tokyo-pt.jp/>